

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見

令和6年2月

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子

2017年に液石法は施行規則の見直し、ガイドラインの策定が行われましたが、罰則規定がないためその後も料金の透明化が進んだとは言えず、法的拘束力がなければ改善は難しいと感じていました。今回のワーキンググループでは大手事業者も加わり、施行規則の実効性確保に期待したいと思います。

賃貸住宅におけるLPガスの価格が不透明で高いこと、戸建て住宅への訪問勧誘などに対する消費者からの苦情をきっかけに消費者不在で行われていた商習慣にメスを入れるという形で今回の改正につなげたことを評価したいと思います。

可搬性に優れた分散型エネルギーであるLPガスが、災害時のみならず消費者の暮らしになくてはならないエネルギーとして選択されるためにこの改正に期待したいと思います。

### 1. 過大な営業行為の制限

概ね賛成いたします。

どこまでが過大な営業行為かということガイドラインで示すべきという意見もあることは承知しています。しかし本来LPガスの価格にそれ以外のものがエンドユーザーである消費者に説明なく上乗せされていることに問題があると思います。罰則を設けることには賛成ですが、LPガス事業者だけを縛っても実効性の確保は難しいと思われる。不動産関係事業者への対策も必要と考えます。

### 2. 三部料金制の徹底

賛成です。

従前から価格の透明化を求めていた経緯があり、本来ならすでに多くの事業者で三部料金制が取られていなくてはならなかったはずです。LPガスに関係のない設備費用は価格への転嫁を禁止すべきと思います。純粋にLPガスの料金が分かるようにしてほしいと思います。施行は1年後となっていますが、事業者にはすぐにでも設備費の外出しに取り組むようお願いしたいと思います。罰則の対象とすることにも賛成です。

### 3. 賃貸集合住宅におけるLPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅に入居する消費者へのLPガス料金の事前提示については努力義務となっていますが、入居希望者からLPガス事業者に直接要請があれば応じる義務があることについて評価します。

一方、消費者教育等で重要事項説明の際にLPガスの価格を確認するよう消費者への情報提供が必要かと思えます。ここでも不動産関係事業者に重要事項説明の際に伝え

るような仕組みが必要と思います。